

ますます強化される成田空港のテロ対策

国際線機内への液体物持ち込みが制限 飲料水ばかりでなく化粧品や一部食料品も



▲液体物持ち込み制限の新ルールを紹介するスタッフ

2001年9月の米国同時多発テロ以降、航空旅行の安全を確保するためのさまざまな保安強化策が、国をはじめ航空会社、空港で行われている。こうした中、3月1日からは日本発の国際線全便で航空機内への液体物持ち込みを制限するという、新たなテロ対策が加わった。現在、成田空港で行われている主なテロ対策、セキュリティ強化策をまとめて紹介しよう。

成田空港の保安対策基準は 最高水準の「レベルI」を維持

1日約8万7000人もの旅行者が出入国する成田空港。それだけに空港や航空における安全・保安を確保することは何にもまして重要な課題だ。では、成田空港ではどのような保安対体制がとられているのだろうか。旅行者にはあまり知られていないが、成田空港では保安対策基準を現在、最高水準の「レベルI」として恒久化している。

そもそも、保安対策が強化されるようになったのは、2001年9月11日の米国同時多発テロがきっかけだ。国土交通省は同日、全国の空港や航空会社に対して保安体制をそれまでの「フェーズ2」から最高水準の「フェーズE（非常体制）」に引き上げるよう指示した。これを受けて成田空港でもただちにフェーズEの適用を開始。その後、05年4月からはこのフェーズEを恒久化し現在のレベルI体制としている。さらに、特定の空港などが攻撃されるとの恐れや情報があった場合には、「レベルII」「レベルIII」へと、より一層強化された警備体制がとられることになった。

加えて、同月には空港保安の礎ともいえる「成田国際空港保安規程」を作成し、適用

している。また、テロ事件後、各航空会社も追加的な保安対策の強化を図り、ハイジャックなどの不正行為防止に努めてきている。万が一、事件が発生した場合には、NAA、国土交通省航空局成田空港事務所、空港警察など20機関で構成する「合同対策本部」を設置し対応することになっている。事件発生に至らない場合であっても、必要であればNAA内に対策本部を設置し、保安対策の徹底や空港内の警備強化を図っていく。

施設面では、旅客ターミナルビル制限区域内については階層分離などを実施して、検査を受けた出発旅客と未検査の到着旅客が混在しないように旅客動線の完全分離が図られている。さらに、旅客ばかりでなく出国エリアに搬入される各種商品および搬入者についても、X線検査装置や金属探知器による検査が行われている。

同時多発テロ機に 持ち込み手荷物、旅客の検査を強化

危険物などの持ち込みをチェックするハイジャック対策も重要である。これについては、X線検査装置による機内持ち込み手荷物検査と、金属探知器による旅客の検査が出国審査前の保安検査場で実施されているが、これに加えて、

同時多発テロ以後はさまざまな保安強化策が講じられるようになった。まずテロ直後には、ハサミなどの刃物類やその他凶器となり得る物すべてについての機内持ち込みが禁止され、2002年2月には爆発物への対応も必要なことから両旅客ターミナルに爆発物検査装置（EGIS）が配置された。

03年3月のイラク戦争勃発後は、ハイジャック対策はより強化され、着用のコートやジャケットも検査の対象となった。また04年3月には国土交通省の指示のもと「液体物検査装置」が保安検査場に試験的に導入され、翌年から本格導入された。この装置は、機内に持ち込む未開封のペットボトル入りの液体が危険な可燃性かどうかを検査するもの。電気を流した際の液体の反応でガソリンや灯油などの可燃物かを判別する。機内に持ち込む液体物の検査はそれまで目で確認したり、開栓して臭気を調べていたが、この装置の導入で迅速かつ簡単に行われるようになった（後述する「機内への液体物持ち込み制限の実施」に伴い廃止された）。

同年5月からは、不審な旅客の履物についてもX線検査が保安検査場で開始されている。イラクで日本人質事件が発生するなど日本に対するテロ発生の危険性が高まっていることから国土交通省が指示したもの。

さらに米国発着便および米国航空会社便機内へのライター持ち込み禁止措置が05年4月から米国（国土安全保障省）によってとられている。ガス、オイルにかかわらずすべてのライターを対象としている。NAAはこの措置に対応して、「搭乗前に一服したい」という旅客のため、出国審査後の喫煙所にチェーン付きのライターを設置した。

なお、危険物の持ち込みはこれまでどおり、機内持ち込みおよび受託手荷物の取り扱いともできない。危険物の代表例は、火薬類、引火性液体、毒物類、高圧ガス、放射性物質、アクアラング、消化器、可燃性物質類など。

受託手荷物検査には 2006年6月、最新機器を導入

航空会社に預ける受託手荷物に関してはすべてX線検査装置で検査しているが、これに加えプラスチック爆弾などの爆発物に対応することも必要との観点から、ふき取り式爆発



▲成田空港では旅客の安全確保のためテロ対策に力を入れている

物検査装置（ETD）を各保安検査場に配備している。ETDは手荷物の取っ手や周囲を特殊な布でふき取り検査機器に入れて検査する装置で、手荷物に残留しているナノグラム単位の爆発物の成分も検出できる。セキュリティが一層強化されるというわけだ。

また、検査体制を充実させるため、2006年6月にリニューアルオープンした第1旅客ターミナル南ウイングには供用時から、最新式の爆発物検査装置（EDS）を手荷物搬送システムに組み入れた画期的な「インラインスクリーニング・システム」を導入した。成田空港では初の導入で、受託手荷物のセキュリティチェックを短時間で行うことができるのが利点だ。さらにEDSで爆発物を判別できない場合に対応するため、ETDも組み入れている。同システムの導入で、従来行っていたチェックイン前での受託手荷物のX線検査が不要となり、旅客は直接チェックインカウンターへ行って受託手荷物を預けられるようになっている。

インラインスクリーニング・システムは、第1旅客ターミナル北ウイングおよびリニューアル中の第2旅客ターミナルについても、08年初夏を目処に導入される予定だ。

液体混合爆弾テロ計画機に 米英で液体物の持ち込み禁止措置

保安対策が強化される中、3月1日からは成田空港など日本発の国際線全便で航空機内への液体物持ち込みを制限するという新ルールが導入された。制限の内容は後述するとして、

清涼飲料はむろんのこと、香水や歯磨き粉までも対象とした厳しい措置だ。

では、何故こうした制限が導入されるようになったのだろうか。経緯を見てみよう。発端は、昨年8月10日、英国で「英国発の米国行き航空機複数」を狙った液体混合爆弾による航空機自爆テロ計画犯が逮捕されたことによる。テロは未然に防ぐことができたものの、事態の深刻さから英国の空港ではただちに保安レベルを最高の「厳戒体制」に引き上げるとともに、英国空港での液体物の機内持ち込みを原則禁止するとの措置をとった。

米国（国土安全保障省）も保安レベルを最高に引き上げ、米国行き便および米国航空会社の機内への液体物（ジェル含む）持ち込みを原則、禁止するとの措置を発表し、航空会社に指示を出した。この「禁止」措置の情報が成田に入ったのは10日夜のこと。国土交通省、航空会社、成田空港3者はただちに調整を行い、同空港でも米国行き便および米国航空会社への液体物持ち込みを禁止する措置を決めた。「関係者や旅行者にすぐに情報を周知徹底させる必要があり、10日の夜からHPや文書で情報を流すなど対応におわれた。特に大変だったのが、香水やお酒などの「液体物」を扱う制限エリア内の免税店への連絡で、11日朝の営業開始前までになんとか情報を伝えた」（NAA 空港運用本部保安警備部・三須照久マネージャー）という。

この禁止措置は、免税店の売り上げにも影響を及ぼすことになった。この時期はちょうど夏休みシーズンで、本来なら稼ぎどきののだが、「米国便のお客様には香水などが売れない」ため、売り上げを大幅に減らす店舗もでてきた。

ちなみに、英国では、英国の出発便のみについて持ち込み規制がとられていたため、成田発の英国行き便やその他の欧州行き便での規制措置はとられなかった。

米国系線の規制は徐々に緩和 EUでは規制の統一基準を作成

米国系線で規制された液体物には、ジェル状の口紅やマスカラまでもが含まれていたため、旅客や店舗などから不満やクレームが多数寄せられることになった。旅行業界や航空会社からも「規制が厳しく米国への旅行意欲をそ

ぐことにもなりかねない。お客様の旅行離れにもつながる」といった不満が聞かれるようになった。このため、米国は旅客に不便を与えないよう規制を緩和する措置をいくつかとった。

その1つとして9月15日からは、液体物などの免税品については航空機に搭乗する直前に旅客に引き渡す（機側渡し）のであれば持ち込みを認めると発表。対象となったのはアメリカン航空便で、この措置はその後他米国航空会社にも拡大されることになった。

一方、欧州では英国のみで規制されていた持ち込みがほぼ全域へと拡大され、11月にはEU25カ国プラス3カ国（スイスなど）が「EU液体規制統一基準」を設けた。またカナダやインド、フィリピンでもほぼ同様の液体物持ち込み規制をスタートさせた。

ICAOが暫定ガイドライン作成 日本も3月1日から国際線全線に導入

欧米が中心となった規制がしかれる中で、「持ち込み規制をしている国とそうでない国では安全レベルに格差が生じ、弱い国がテロに狙われやすくなる。また渡航先によって規制が異なるのでは、お客様には不安や混乱が生じる。世界的な統一基準を設けるべきだ」との声が聞かれるようになった。

NAAも日本の空港界を代表して、世界の空港管理者で構成される世界空港評議会（ACI）に対し、「国際水準の規制を早急に構築し、保安レベルを高める必要がある。同時に、お客様の航空に対する信頼・サービスを回復させることが必要との提起を行ってきた」（三須マネージャー）という。こうした事態を受け、ACIは国際民間航空機関（ICAO）に働きかけ、この結果、ICAOが液体物持ち込みの暫定規制ガイドラインを作成することになったのである。12月7日には加盟189カ国に「今年3月1日からガイドラインに沿った新ルールを導入するよう」通知し、国土交通省もこれを受けて、同日から日本発国際線全便で導入することを決めた。

周辺国・地域では、韓国や台湾、マレーシア、インドネシアも同日から導入、香港は3月21日から導入を開始している。現段階ではICAO加盟189カ国すべてが導入しているわけではないが、順次実施されていくとみられる。米国や欧州で導入している規制も、このガイ

ドラインに準じることになる。

「ガイドラインができたことで、世界共通ルールのもとで相互に往来ができるようになったことを歓迎している。ただ、今回のガイドラインは早急に作成する必要性から暫定的な形となっている。加盟国が導入したあと、問題点などを検討した上で、改めて正式なガイドラインが出される。7月ごろには発表されるとみている」と、三須マネージャー。

なお、今回の新ルール適用は日本発の国際線のみで国内線では適用されない。

持ち込み制限対象品は 100ミリリットル以下の容器に

では、わが国で導入された液体物持ち込み制限の新ルールとはどのようなものだろうか。ひとくちに液体物といってもその対象は幅広く、一般的な「液体」ばかりでなく、ジェル類やエアゾール（煙霧質）なども含まれるのが大きな特徴といえる。代表的なものは、①水、ジュースなどの飲料水、スープ、シロップ類②クリーム、ローション、オイル類③香水、マスカラなどの化粧品④スプレー⑤シェービングフォーム、整髪ジェル⑥シャンプー類⑦歯磨き粉、洗顔クリームなどペースト状のもの⑧防腐剤、ヘアスプレーなどのエアゾール類⑨液体せっけんなどだ。また、プリンやヨーグルトなど食料品であっても、半液体状の物（容器に入れないとその形状を保てない物）も対象となっている。

これら液体物は機内に完全に持ち込めないというわけではなく、「量的」制限を守れば持ち込める。「ICAOで航空保安専門家や爆発物専門家による国際的な検討が行われた結果、今回の量的制限や検査方法が決定された」（三



▲デモンストレーションでは持ち込める物とそうでない物を紹介



▲国土交通省が作成し、配布しているリーフレット

須マネージャー)。具体的には、まず液体物は1つ当たり100ミリリットル以下の容器（「一般的な栄養ドリンク」程度）に入れ、それらの容器を再封可能な容量1リットル以下のジッパー付きの透明プラスチック製袋に余裕を持って入れることとされている（写真参照）。100ミリリットル以下の容器であって、封入が可能であれば何個でも収納することができる。ただ、旅客1人当たりの袋は1つに限定される。

今回の制限導入で女性旅行客からは「飛行機に搭乗している間に必要な化粧品はどうすればいい？」といった声が聞かれるが、上記ルールに沿って100ミリリットル以下の容器に移し替えてビニール袋に封入すれば機内に持ち込めるということになる。

100ミリリットル以下の容器は色・形状など特段の要件はなく、また透明プラスチック袋についても、「密閉式・容量1リットル以内」であれば市販の袋（いわゆる冷凍食品用のジッパー付きビニール袋など）でOKだ。「透明」としているのは、「航空会社の検査員が保安検査場で目視で確認できるようにするため」（三須マネージャー）。袋は旅行者自身が事前に用意しなければならない。成田空港の売店などでも販売されている。

なお、医薬品やベビーミルク／ベビーフード、糖尿病その他医療上必要な液体などは、人道的な観点から例外的に持ち込みが認められている。

上記の持ち込み制限はあくまで機内への持ち込みについてであって、スーツケースなどの中に入れ、チェックイン時に受託手荷物として預ける場合は、なんらの制限もない。ただし、割れ物などは航空会社が判断する可能性がある。



▲保安検査場では液体物の入ったビニール袋をトレーに乗せて、検査を受ける

保安検査場でチェック 制限に適合しない物は放棄

検査方法はどうか。旅客は両ターミナルの保安検査場（計4カ所）で、液体物プラスチック袋を他の客室内持ち込み手荷物と分けてトレーに乗せ、提示する。航空会社の検査員が目視で検査を行った上で、X線検査をするといった手順だ。「両検査で制限に適合しない物や1つの袋に入りきれない容器などが確認されると、放棄させられるので注意してほしい」と三須マネージャー。

このほか、ICAOから示されたルールでは、旅客はX線検査場前にジャケットやコートを脱ぎ、またラップトップコンピュータなど大きな電子機器は機内持ち込みバッグから取り出して、それぞれ別々にX線検査を受けることが決められている。これは液体物プラスチック袋の検査をより効率的、迅速に実施するための措置。今回、液体物持ち込み制限に伴う新たな検査方法が導入されたことで、従来行われていた国際線での「液体物検査装置」による検査は廃止されている（国内線は従来どおり）。

また、液体物持ち込み制限の導入にあたってはその周知徹底を図る必要があることから、導入を控えた2月27日、第1旅客ターミナル保安検査場で国土交通省やNAAが中心となってデモンストレーションが行われた。保安検査場前では同省の職員らが新しい検査方法を実演したり、旅行客にリーフレットやビニール袋を手渡すなどして新ルールを紹介した。また、JRや京成電鉄の駅構内や車内では新ルールを告知するポスターなどが張られ、リムジンバス車内でもアナウンスが行われている。同省による新聞・雑誌広告も2月から3月にかけて実施された。

導入から約2週間が経過しているが、この

間の運用はどうだったか。三須マネージャーに聞いてみた。「導入開始の3月1日こそ時間帯によっては新ルールを巡って混乱も生じたが、それ以後は混乱もなく、出発便に遅延が出ることもなかった」。ただ当初は、持ち込み制限の詳細を知らず、あわててペットボトルや化粧品の中身を小さな容器に移し替えたり、ペットボトルを飲みほしてゴミ箱に捨てて行く光景などが多々、見られたという。

免税店購入の液体物は 米国系線でも持ち込みが可能に

新ルールでのもう1つの大きなポイントは、「制限エリア内の免税店で購入した酒や化粧品などの機内持ち込みを可能とすること」が決まった点だ。液体物の免税品持ち込みについては、前述のように米国系線でのみ規制（液体物の免税品については、機側引き渡しを条件に機内持ち込み可能）が行われ、他路線での規制はなかったが、今回の新ルールで統一されたことになる。「制限エリアで販売される商品は搬入口でX線などの保安検査を受け、安全性が担保されている。こうした点から今回の制限から外しても問題がないとの判断が下された。これまで米国系線を利用する場合、お客様は免税店で香水やお酒を購入できず、楽しみをうばわれる形となっていたが、こうした不満も解消された」（三須マネージャー）。

100ミリリットル超の飲料を持ち込みたいという旅客は、免税店で購入すればよい。また機内での購入はもちろんOKだ。

課題は乗り継ぎ時の免税品 現状では空港で放棄処分に

ただ、他空港へ乗り継ぐ場合は問題がないわけではない。「乗り継ぎのために途中の空港で保安検査を受ける際には、その国のルールが適用され検査されるので、免税品であっても保安検査場で没収される可能性がある」という。例えば、成田発ロンドン経由でカイロに行く場合、ロンドンの乗り継ぎ検査場で検査を受けるわけだが、英国では持ち込み規制を取り入れているため没収されてしまう。ソウル発で成田空港を経由してロサンゼルスに行く場合も同様だ。成田空港の乗り継ぎ検査場では、ソウルの空港や航空機内で購入した液体物は保安検査場で没収する措置をとっている。

三須マネージャーは「国によってルールが異なるため事前に航空会社に確認しておいたほうがよい」としているが、このままでは旅客の不便さは解消されないと指摘する。「乗り継ぎにおける免税品持ち込みをどう扱うかがこれからの宿題。航空協定もからむ2国間の問題なので2国間で協議して相互の安全を担保するルールを作るのが基本。しかし、国によって安全に対する意識も異なるので合意を得るまでには時間も労力もかかる。すべての国と協議していくのは大変」。

このため、ACIや国土交通省からは、ICAOの場で乗り継ぎ時の持ち込みに関する新たなガイドラインを作ってもう一度加盟国に通達すべきとの意見が出ているという。実際、2月にモントリオールで開かれたICAOの会議では、ワーキンググループで検討が行われたほか、3月14日にドバイで開かれたACI世界大会でもこの問題をメインテーマに検討がなされている。

●量的制限の対象になる液体物のリスト●		下記品目は機内持ち込みが可能。ただし、100ミリリットル以下の個々の容器で、それらの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れること。	
品目	代表例	品目	代表例
食品類			
果実飲料	果汁100%飲料、果汁飲料(つぶつぶオレンジ)、果肉飲料(ネクター)、野菜ジュース、トマトジュース、果汁フレーバー入り飲料	その他の缶詰め	野菜缶詰め、果実・デザート缶(みつまめ、あんみつを含む)、うずらの卵、おでん缶詰、栗甘露煮缶 ※水産缶詰め(シーチキン、蟹缶、魚肉油漬缶)、畜産缶詰め(コンビーフ、ハム、ソーセージ)などに含有される液体が非常に少ない物は除く
清涼飲料	コーラ、ラムネ、サイダー、ジンジャーエール、ノンアルコールビール、ソーダ、コーヒー、ココア、紅茶、日本茶、中国茶、水、炭酸水、スポーツドリンク、栄養ドリンク、ビネガードリンク、スポーツ用ゼリー飲料	デザート・ヨーグルト	プリン、ババロア、ゼリー、ムース、みつ豆、おしるこ、ぜんざい、杏仁豆腐、あんみつ、栗ぜんざい、ミニゼリー、飲むゼリー、ヨーグルト、飲むヨーグルト、ヤクルトミルミル、シェイク、スムージー
乳飲料	牛乳、豆乳、乳酸(菌)飲料、ミルクセーキ、ラクトフルーツ、乳清飲料	アイスクリーム類	アイスクリーム、かき氷、氷類
アルコール飲料(注1)	清酒、焼酎、みりん、ビール、果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール、発泡酒	健康食品・栄養保健食品	ブルーベリーエキス、高麗人参エキス、梅肉エキス、ローヤルゼリー、薬用酒(漢方酒)、ドリンク剤
調味料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【醤油、低カロリー甘味料シロップ、味噌、食酢、合わせ酢、みりん風調味料、液体だし、ソース、ケチャップ、たれ(焼き肉、すき焼き、餃子、田楽、丼)、マヨネーズ、ドレッシング、練りからし、練りわさび、つゆ、中華調味料(コチン、豆板醤、オイスターソース)、もみじおろし、おろし生姜、おろしんにく、タバスコ、ゆず胡椒】 ※乾燥香辛料(唐辛子、胡椒、カレー粉、乾燥ネギ等)を除く ※少量濃縮汁(乾燥付属パック汁、鰹のタレ等)を除く	化粧品類(非放射性のもの)	
		エアゾールスプレー類(注2)	噴霧剤、噴霧器、ガスボンベ式スプレー(圧縮した高圧の液体を鉄製の容器にいれ、噴霧させるスプレー)
食用油	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【胡麻油、サラダ油、天ぷら油、ラード、オリーブ油、ネギ油、ラー油、ガーリックオイル、ショートニング】	クリーム、ローション類	軟膏、救急用塗り薬、日焼けローション、保温クリーム、ハンドクリーム、薬用クリーム(医薬部外品)、化粧水、液状コンシーラー、化粧下地クリーム、ボディローション、スキンローション
		泡風呂等入浴剤(液状、ジェル状)	※顆粒状、粉末状の物を除く
スプレッド類(パンなどに塗って食べるジャムなど)	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【ピーナッツバター、チョコクリーム、カスタードクリーム、バタークリーム、ジャム、マーマレード、フルーツソース、ピザソース、サンドイッチスプレッド】	虫除けスプレー	
乳製品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【マーガリン、スキムミルク、コンデンスミルク、ホイップクリーム、生クリーム、サワークリーム】	制汗ジェル、スプレー	
		整髪ジェル、スプレー類	
調理品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め、ふくろ詰め 【カレー、シチュー、中華料理の素、まぜご飯の素、雑炊、リゾット、お好み、中華粥、クッパ、からし高菜】	育毛・養毛剤	
		ジェル状リップクリーム	保温リップクリーム、リップグロス、ジェル状口紅
スープ	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め 【コンクリュームスープ、クラムチャウダースープ、ポタージュスープ、パンブキンスープ】 ※固形、顆粒状(コンソメ、スープストック、鶏ガラスープ等)を除く	液状ファンデーション	
		香水、コロソ(液状、ジェル状、スプレー)	香水、トワレ、コロソ
菓子作り等材料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【蜂蜜、水飴、ガムシロップ、ケーキシロップ、カクテルシロップ、練りあん、こしあん、バニラエッセンス】	液状除菌剤	ハンドサニタイザー
		液体せっけん	
漬け物・佃煮・加工水産(塩蔵魚介類)	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め 【塩辛、塩漬、しぼ漬、めか漬、小魚・貝・小エビ・海苔・昆布の煮詰めた物、甘露煮、キムチ、らっきょう、スタッフドオリーブ、酢漬梅干し、福神漬】 ※干し梅、かりかり梅など含有される液体が非常に少ない物を除く	液体マスク、液状アイライナー	
		化粧クレンジング、洗顔用品	洗顔フォーム、メイク落とし
水物	以下のプラスチック容器詰め、真空パック詰め 【豆腐、こんにゃく、生湯葉、ところてん、生麺、生春雨】	口腔洗浄液、口中清涼剤	マウスウォッシュ、口臭スプレー
		マニキュア、マニキュア落とし	
		シャンプー、リンス、トリートメント	
		ハミガキ	(いわゆる歯磨き粉)
その他			
		液体、ジェル状又はエアゾール物質	水のり、修正液、万年筆インク、墨汁、水性絵の具
		液体洗剤、柔軟剤、染料	衣料用洗剤、おしゃれ着洗い用洗剤、ドライマーク衣料洗剤、アイロン用仕上げ材、染み抜き剤、台所用洗剤、住宅・トイレ・バス・ガラス用洗剤、畳・カーペットクリーナー、電気製品用クリーナー
		靴墨、靴クリーム	
		喫煙用ライター(注3)	使い捨てライター(いわゆる百円ライター)、充填式ライター、ジッポライター

(注1) 従来どおり、アルコール度数が70%を超えるアルコール飲料は客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いはできない。

(国土交通省資料)

(注2) 燃料が吸取材に吸取されていないオイルライターは客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いはできない。

(注3) 客室内への持ち込みは、一人一個に限る。

米国便などについては、外国当局による別の規制がある場合があるので、利用の航空会社に確認。